

今回のプロジェクトと個人情報保護制度との関係

各自治体における個人情報保護については、各自治体の個人情報保護条例によって規律されるため、今回のプロジェクトへの同条例の適用については各自治体において判断いただくこととなりますが、その際、この資料を参考にしてください。

※ この資料に関して、不明点、疑問点等あれば、遠慮なく問い合わせてください。

目次

I. 個人情報保護制度に関する最近の動き	1
II. 今回の進め方	2
III. 各自治体における個人情報保護条例との関係	3
1. 非識別加工（匿名加工）の規定を置いている場合	3
2. 非識別加工（匿名加工）の規定を置いていない場合	4
(1) 匿名化後のデータが「個人情報」に当たらないと判断される場合	5
(2) 匿名化後のデータが「個人情報」に当たると判断される場合	5
① 提供制限の規定との関係	5
ア 学術研究の目的のための提供が明示的に認められている場合	6
イ 公的機関・独立行政法人等への提供が明示的に認められている場合	10
ウ そうした規定がない場合	11
② 外部提供を行う場合の必要な措置についての規定との関係	12
③ オンライン結合制限の規定との関係	14
（参考）行政機関個人情報保護法・個人情報保護法における個人情報の定義等	16
1. 行政機関個人情報保護法	16
2. 個人情報保護法	18

I. 個人情報保護制度に関する最近の動き

- これまで、自治体における個人情報保護については、各自治体の条例において規律されていましたが、デジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）により個人情報保護法が改正され、自治体における個人情報保護についても国の新たな個人情報保護法によって規律されることになりました（自治体関係は令和5年4月1日から施行）。

- 改正により、自治体においても、匿名加工情報制度¹が導入されることになりました（都道府県・指定都市以外は経過措置あり）。
- 今回のプロジェクトは、この改正の施行前に行うものであり、各自治体の個人情報保護条例によって規律されうるものであるため、適用関係については各自治体の判断となりますが、判断に当たっては、この資料を参考にしてください。

II. 今回の進め方

- Iで述べたとおり、本プロジェクトでは、個人情報保護法上の匿名加工情報制度がそのまま適用されるわけではありませんが、自治体様の多様なニーズに応えるため、個人情報保護及び匿名化の専門家の監修の下、「I 簡易な匿名化」と「II 高度な匿名化（匿名加工情報制度において求められる水準の匿名加工）」という2つの匿名化手法を御用意しています（詳細は参考資料2「匿名化についての考え方（案）（公表版）」参照）。
- また、東京大学政策評価研究教育センター（CREPE）においては、本プロジェクトにおけるデータの取扱いに関して、個人識別行為の禁止等を定めた「自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則」、「自治体税務データ活用プロジェクトにおける安全管理措置等に関する規程」を定めており、個人情報の管理に万全を尽くしています。

○東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則（令和3年9月29日 政策評価研究教育センター運営委員会承認）

（目的）

第1条 この規則は、EBPM推進のための自治体税務データ活用プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）におけるデータの取扱いに関する必要な諸事項を定めることを目的とする。

（データの利用目的）

第2条 政策評価研究教育センター（以下「センター」という。）は、本プロジェクトにおいて自治体から提供された個人又は法人に関するデータ（以下「自治体提供データ」という。）を、センターが行う税や経済等に関する学術研究としてセンター長が定めるもの以外に用いてはならない。

（識別行為の禁止）

第3条 センターは、自治体提供データのうち、個人に関するデータを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

¹ 個人情報について、特定個人を識別できないような匿名加工を行うことにより、個人情報の保護を図りつつ、個人に関する情報の適正かつ効果的な活用を促進する制度。「個人情報」の定義の相違に由来して、個人情報保護法では「匿名加工」、行政機関個人情報保護法では「非識別加工」という異なる名称が与えられているが、デジタル社会形成整備法により「個人情報」の定義が一元化されることに伴い、名称も「匿名加工」に一元化されることになった。

2 センターは、自治体提供データのうち、法人に関するデータで、データ提供時までに自治体が当該法人を識別してはならない旨の意思を表示したものを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた法人情報に係る当該法人を識別するために、当該法人情報から削除された記述等に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第4条 センター長は、自治体提供データの安全管理のために必要かつ適切な措置、自治体提供データの取扱いに関する苦情の処理その他の自治体提供データの適正な取扱いを確保するために必要な措置を定め、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(データの取扱者)

第5条 自治体提供データについては、本プロジェクトに従事する者としてセンター長が定める者(以下「プロジェクト従事者」という。)のみが取り扱うものとし、その他の者に提供してはならない。

(研究成果の公表)

第6条 センター及びプロジェクト従事者は、自治体提供データから得られた学術研究の成果を公表するものとする。

2 前項の場合においては、自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人又は法人情報に係る当該法人が特定できる形で公表してはならない。

3 第1項の場合においては、本プロジェクトに協力した自治体の名称を示すことができる。ただし、データ提供時までに自治体はその名称を公表してはならない旨の意思を表示した場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、政策評価研究教育センター運営委員会が承認した日から施行する。

III. 各自治体における個人情報保護条例との関係

1. 非識別加工(匿名加工)の規定を置いている場合

- 条例上、非識別加工(匿名加工)の規定を置いている場合、今回の事例が当該規定に当てはまるかどうか判断する必要があります。
- 例えば、以下の条例のように、「実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの」について、非識別加工(匿名加工)の規定の対象外としている条例においては、今回の事例も非識別加工(匿名加工)の規定の対象外となることが考えられます。

○A 県個人情報保護条例

第○章 実施機関非識別加工情報の提供

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第○条 実施機関は、実施機関非識別加工情報(実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。)を作成し、及び提供することができる。

2・3 (略)

(定義)

第○条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) (略)

(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に A 県情報公開条例第〇条第〇項に規定する非開示情報(同項第〇号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。))が含まれているときは、当該非開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第☆条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものではないもの

イ (略)

ウ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 39 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるもの

(11)・(12) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第☆条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(5) (略)

(6) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7)・(8) (略)

3 (略)

- 非識別加工（匿名加工）の規定の対象外となる場合は、以下の「2. 非識別加工（匿名加工）の規定を置いていない場合」と同様です。

2. 非識別加工（匿名加工）の規定を置いていない場合

- ほとんどの自治体の個人情報保護条例においては、非識別加工の規定を置いていません²。
- 非識別加工（匿名加工）の規定を置いていない場合、匿名化後のデータが「個人情報」に当たるかをまず判断することになります。
- 匿名化後のデータが「個人情報」に当たるかどうかは、以下の条例のように行政機関個人情報保護法とは異なる定義がなされている条例もあり、自治体の条例ごとに判断が異なり得るため、末尾の（参考）で述べる行政機関個人情報保護法の解釈も参考にしつつ、それぞれの個人情報の定義に即して適切に判断してください。

² 国の非識別加工情報と同様の規定を整備している自治体は、11 団体（都道府県 2 団体及び市区町村 9 団体）にとどまっています。（「令和元年度地方自治情報管理概要」総務省）

○B 県個人情報保護条例

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2)～(5) (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3～11 (略)

(1) 匿名化後のデータが「個人情報」に当たらないと判断される場合

- 個人情報保護条例の規定によりますが、通常、特段の手続は必要でないものと考えられます。

(2) 匿名化後のデータが「個人情報」に当たると判断される場合

- この場合、個人情報を東京大学に提供して良いか、またそのために個人情報を匿名化して良いかを、それぞれの条例とその運用に照らして、確認する必要があります。

① 提供制限の規定との関係

- 個人情報保護条例においては、通常、個人情報の外部への提供を制限する規定が置かれています。
- しかし、「個人情報」に当たると判断される場合も、通常、外部への提供を一切許されないわけではなく、例外が認められています。
- なお、通常、条例では、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められると

きは外部提供できないこととされており、以下のような点も踏まえながら判断いただくこととなります。

- CREPE には、データそのままではなく、個人情報保護及び匿名化の専門家の監修の下、匿名化を行った上でデータが提供されること。
- CREPE においては、本プロジェクトにおけるデータの取扱いに関して、個人識別行為の禁止等を定めた「自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則」、「自治体税務データ活用プロジェクトにおける安全管理措置等に関する規程」を定めており、個人情報の管理に万全を尽くしていること。
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)では、学術研究の目的のための提供が、「通常、特定個人識別性のないかたちで利用されることになるため、個人の権利利益を侵害するおそれがほとんどないと考えられること、統計や学術研究の公益性が高いこと」から、明示的に認められていること(ア参照)。

〇〇 県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第〇条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (8) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

ア 学術研究の目的のための提供が明示的に認められている場合

- 一部の条例では、学術研究の目的のための提供が明示的に認められています。

○D 県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第〇条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (8) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

○E 県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第〇条 (略)

2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 出版、報道等により公にされているとき。
 - 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 五 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - 六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
- 3 実施機関は、目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

- 同様の規定を置く行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 4 号の逐条解説では、その理由を、「通常、特定個人識別性のないかたちで利用されることになるため、個人の権利利益を侵害するおそれがほとんどないと考えられること、統計や学術研究の公益性が高いことを斟酌した」からとしています。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

○宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第 5 版〕』（2016 年 11 月）p. 446

(7) 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」（2 項 4 号）

この場合、通常、特定個人識別性のないかたちで利用されることになるため、個人の権利利益を侵害するおそれがほとんどないと考えられること、統計や学術研究の公益性が高いことを斟酌したものである。

- 匿名化後のデータの提供を受けようとする CREPE は、教育・研究機関である国立大学法人東京大学に置かれたものです。今回のデータの利用目的は、CREPE の設置目的である、実証分析に基づく政策形成に関する研究を行うことであるため、「学術研究の目的」に当たると考えられます。
- 一部の条例では、その場合でも、個人情報保護審査会の意見を聴くことが求められており、その場合は、今回もその手続に従う必要があります。

○F 県個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第〇条 実施機関は、記録情報（特定記録情報を除く。次項ただし書及び第 2 号並びに第 4 項を除き、以下この条及び第〇条第〇項において同じ。）の収集目的以外の目的のために、記録情報を実施機関の内部において利用し、

又は実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供することができる。ただし、第2号から第8号までのいずれかに該当する場合において、記録情報（特定記録情報を除く。）が記録情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づき、記録情報を提供しなければならないとき。

(2) 記録情報の本人に記録情報（特定記録情報を除く。）を提供するとき又は記録情報の本人の同意を得たとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

(4) 記録情報を実施機関の内部において利用する場合（犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として利用する場合を除く。）において、記録情報を利用する者が当該利用に係る事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(5) 記録情報を他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県立地方独立行政法人を除く。）（以下この項において「公的機関」という。）の求めに応じて提供する場合（犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持のために提供する場合を除く。）において、記録情報の提供を受ける者が当該提供を受ける事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(6) 記録情報を、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部において利用する場合又は公的機関の求めに応じて犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持のために提供する場合において、記録情報を利用する者又は記録情報の提供を受ける者が当該利用に係る事務の目的又は当該提供を受ける事務の目的の達成に必要な限度で当該記録情報を利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(7) 記録情報を犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として公的機関以外の者に提供する場合において、記録情報の提供を受ける者が当該記録情報を当該目的以外の目的のためには利用しないものと認められるときその他特別な理由があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために記録情報を提供するときその他記録情報を提供することについて特別な理由があると認められるとき。

3 実施機関は、前項第4号、第5号又は第8号の規定により記録情報の収集目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、F県個人情報保護運営審議会の意見を聴かななければならない。

4 実施機関は、第2項第3号から第5号まで又は第8号の規定により記録情報（特定記録情報を除く。）の収集目的以外の目的のために記録情報（特定記録情報を除く。）を利用し、又は提供したときは、その旨及びその理由を記録情報の本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、F県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、記録情報の本人に通知することにより当該利用又は提供の目的の達成に支障が生ずるものと認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、記録情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該記録情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

○G 県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第〇条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

五 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下この項において「他の実施機関等」という。）に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

六 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項第五号及び第六号の規定により個人情報を利用し、又は提供する場合は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするときを除き、あらかじめG県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第一項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

イ 公的機関・独立行政法人等への提供が明示的に認められている場合

- 一部の条例では、公的機関又は独立行政法人等への提供が明示的に認められています。

○H 県個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第〇条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づくとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的として、実施機関の内部で利用し、若しくは公的機関に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、若しくは提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき、又は公的機関以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。

(6) 実施機関の内部で利用し、又は公的機関に提供する場合で、当該実施機関又は公的機関の適正な事務の遂行のために必要な限度で利用し、又は提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

○I 県個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第〇条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 法令又は条例の規定に基づくとき。

三 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。

五 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは実施機関以外の地方独立行政法人に提供する場合で、事務の遂行上必要な限度において使用し、かつ、使用するこ

とに相当の理由があると認められるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することに特別の理由があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- ここで、条例上、「公的機関」又は「独立行政法人等」に国立大学法人が含まれる場合、今回の利用目的は、国立大学法人東京大学における研究・教育という「公的機関の適正な事務の遂行」であると言えるので、提供制限の例外に当たると考えられます。

ウ そうした規定がない場合

- そうした規定がない場合でも、「審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」等には個人情報の外部への提供が認められる場合があります。その場合は、より精緻な税収予測を含めた政策現場における EBPM (evidence-based policy making) の推進や、アカデミアにおける実証研究の発展といった今回の目的に照らして判断いただくこととなります。

○J 県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第〇条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、第 11 条及び第 51 条第 1 項において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために利用し、又は提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することについて相当の理由があるとき。
- (5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

○K 県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第〇条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、第〇条第〇項及び第〇条第〇項において同じ。)を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の

<p>権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合であって、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、<u>審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認められるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない</p> <p>○L 市個人情報保護条例 (利用及び提供の制限)</p> <p>第〇条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下「特定除外個人情報」という。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、特定除外個人情報を利用し、又は提供するときは、<u>個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u></p>
--

② 外部提供を行う場合の必要な措置についての規定との関係

- 一部の条例では、個人情報を外部に提供する場合、提供先に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずるよう求めなければならない旨の規定が置かれています。
- 一部の条例では、「必要があると認めるとき」にそうした措置を行わなければならないとして、そうした措置の必要性について自治体に判断が委ねられています。

<p>○M 県個人情報保護条例 (外部提供の制限)</p> <p>第〇条 実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をする場合は、<u>外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</u></p> <p>2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供を行うことができる。</p> <p>○N 県個人情報保護条例 (提供先に対する措置要求)</p> <p>第〇条 実施機関は、個人情報(情報提供等記録を除く。)を実施機関以外のものに提供する場合において、<u>必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</u></p>

○O 県個人情報保護条例

(提供先に対する措置の要求)

第〇条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全保護の措置を講ずることを求めなければならない。

○P 県個人情報保護条例

(提供を受けるものに対する措置要求)

第〇条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

○Q 県個人情報保護条例

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求等)

第〇条 実施機関(議会にあっては、議長)は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置(個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。)を講ずることを求めなければならない。

2 実施機関(議会にあっては、議長)は、その使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときは、その方法により保有個人情報を提供することにつき相当の理由があり、かつ、安全確保の措置が講じられていなければならない。

- そうした措置が必要であると貴自治体において判断される場合、IIで述べた「自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則」、「自治体税務データ活用プロジェクトにおける安全管理措置等に関する規程」の内容を東京大学に求めていただくことが考えられます。

○東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則(令和3年9月29日 政策評価研究教育センター運営委員会承認)

(目的)

第1条 この規則は、EBPM推進のための自治体税務データ活用プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)におけるデータの取扱いに関する必要な諸事項を定めることを目的とする。

(データの利用目的)

第2条 政策評価研究教育センター(以下「センター」という。)は、本プロジェクトにおいて自治体から提供された個人又は法人に関するデータ(以下「自治体提供データ」という。)を、センターが行う税や経済等に関する学術研究としてセンター長が定めるもの以外に用いてはならない。

(識別行為の禁止)

第3条 センターは、自治体提供データのうち、個人に関するデータを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。)に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

2 センターは、自治体提供データのうち、法人に関するデータで、データ提供時までに自治体が当該法人を識別してはならない旨の意思を表示したものを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた法人情報に係る当該法人を識別するために、当該法人情報から削除された記述等に関する情報を取得し、又は当

該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第4条 センター長は、自治体提供データの安全管理のために必要かつ適切な措置、自治体提供データの取扱いに関する苦情の処理その他の自治体提供データの適正な取扱いを確保するために必要な措置を定め、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(データの取扱者)

第5条 自治体提供データについては、本プロジェクトに従事する者としてセンター長が定める者(以下「プロジェクト従事者」という。)のみが取り扱うものとし、その他の者に提供してはならない。

(研究成果の公表)

第6条 センター及びプロジェクト従事者は、自治体提供データから得られた学術研究の成果を公表するものとする。

2 前項の場合においては、自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人又は法人情報に係る当該法人が特定できる形で公表してはならない。

3 第1項の場合においては、本プロジェクトに協力した自治体の名称を示すことができる。ただし、データ提供時までに自治体はその名称を公表してはならない旨の意思を表示した場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、政策評価研究教育センター運営委員会が承認した日から施行する。

③ オンライン結合制限の規定との関係

- 一部の条例では、オンライン結合による提供の制限に関する規定が置かれています。
- その場合も、例えば、規定の対象を「実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。」等の規定が置かれている場合は、今回のデータ提供は、それに当たらないと考えられます。

○R 県個人情報保護条例

(オンライン結合による提供の制限)

第〇条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 実施機関及び公的機関が共用する情報システムにおいて、公的機関又は当該情報システムの管理を委託されているものに提供するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

- また、例えば、オンライン結合制限の規定を置かず、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じることを求めている条例や、オンライン結合制限の規定を置いた上で「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合」

に例外を認めている条例もあります。その場合、例えば、パスワード付きファイル送信サービスによってデータを提供し、パスワードは別途、電話で伝えるといった方法が考えられます。

○S 県個人情報保護条例

(電子計算機等の結合による提供に係る保護措置)

第〇条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

○T 県個人情報保護条例

(情報機器の結合による提供の制限)

第〇条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。

○U 県個人情報保護条例

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第〇条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合により、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 法令等の規定に基づくとき。
- 二 公安委員会又は警察本部長が、警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- 三 事務の遂行上必要かつ適切と認められ、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられているとき。

2 実施機関は、前項に規定する方法により保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき(同項第三号に該当するときに限る。)は、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

- また、独立行政法人等に提供する場合に、オンライン結合制限の例外を置く条例もあります。

○V 県個人情報保護条例

(オンライン結合による個人情報の提供の制限)

第〇条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)による個人情報の提供をしてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 法令又は条例の規定に基づきオンライン結合により提供するとき。
- (2) 実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対してオンライン結合により提供するとき。
- (3) インターネットにおける実施機関のウェブサイト^に個人情報^を掲載することにより提供するとき(本人の同

意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。)

3 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行うときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 条例上、そうした規定がなく、オンライン結合制限の規定を置いた上で、かつ、今回、オンラインでの提供がどうしても条例上の制限に当たってしまう場合は、DVD に落としたデータを郵送で東京大学に提供いただくなど、オンライン結合によらない方法によってデータを提供いただくことが考えられます。

〇W 県個人情報保護条例

(オンライン結合による提供の制限)

第〇条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合でなければ、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合により実施機関以外のものに個人情報の提供を開始しようとする場合又は当該提供の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令又は条例の規定に基づくとき。
- 三 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 四 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- 五 国又は他の都道府県に提供するとき。

(参考) 行政機関個人情報保護法・個人情報保護法における個人情報の定義等

1. 行政機関個人情報保護法

- 現行制度の下では、民間事業者に個人情報保護法が、国の行政機関に行政機関個人情報保護法が、独立行政法人等に独立法人等個人情報保護法が適用されており、自治体ではそれぞれ独自の個人情報保護条例が制定されています³。
- 行政機関個人情報保護法では、「個人情報」が次のように定義されており、行政機関は、自ら非識別加工(匿名加工)後のデータと非識別加工(匿名加工)前のデータを照合すれば、匿名加工後のデータにおいて個人を識別できる可能性があるから、非識別加工(匿名加工)後のデータも、個人情報としての性質が部分的に残りうるものと整理されています。

³ デジタル社会形成整備法により、これらは全て個人情報保護法に一元化され、自治体にも同法が適用されることになります。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3～11（略）

○個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月）p. 20

2 個人情報の定義等の統一等

2-1 個人情報の定義等の統一

（1）現行法の規律

1. 個人情報保護法における個人情報（1号個人情報）が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されているのに対し、行政機関個人情報保護法等における個人情報（1号個人情報）は「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されている。

2. このような個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法における「匿名加工」が個人情報_を非個人情報化して外部に提供する仕組みであるのに対し、行政機関個人情報保護法等における「非識別加工」は個人情報_を個人情報としての性質を部分的に残したまま外部に提供する仕組みであると整理されている。

3. その結果、個人情報保護法における「匿名加工情報」と行政機関個人情報保護法等における「非識別加工情報」は、情報の内容としては同じ（個人情報に対して同じ基準に従って加工を行ったもの）であるにもかかわらず、別の名称が与えられている。

○宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕』（2016年11月）p. 420

……個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報にかかる本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止されているが（個人情報保護法36条5項）、行政機関等には、かかる照合禁止義務は課されていないので、非識別加工情報は個人情報に当たる（ただし、非識別加工を行うに当たり削除した記述等もしくは個人識別符号または加工方法を記載または記録した文書がすべて廃棄された場合には、他の情報との照合により当該非識別加工情報にかかる本人が特定されるおそれはなく、個人情報に該当しないことになる。また、非識別加工情報にかかる本人がすべて死亡した場合には、個人情報に死者の情報が含まれないため、個人情報には当たらないことになる）。そこで、これらの相違点を考慮して、匿名加工情報とは異なる非識別加工情報という文言が使用された。……

- 行政機関個人情報保護法は、行政外部への提供のみならず、行政内部の適正管理をも含めて規律するものであるため、こうした行政内部で照合可能なものも「個人情報」に含めて規律の対象とする法体系になっているものと考えられます。

- なお、行政機関個人情報保護法においても、多くの条例と同様、学術研究の目的のための提供や、独立行政法人等への提供の場合は、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することが認められています。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

2. 個人情報保護法

- 他方、個人情報保護法では、行政機関個人情報保護法と異なり、「個人情報」の定義に、他の情報と照合できるが容易には照合できないものが含まれておらず（個人情報保護法第2条第1項）、かつ、照合禁止義務（個人情報保護法第36条第5項）が課されているため、法制度上、照合することは想定されないことから、個人情報に当たらないとの整理がなされています。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2～10 (略)

(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 (略)

2～4 (略)

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 (略)

- デジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）の施行後は、国の行政機関、自治体とも、現行の個人情報保護法と同様の規律（「個人情報」の定義、照合禁止義務）がなされる予定です。